

参考 4

災害時における宿泊施設の情報提供に関する協定【概要】 (全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会)

1 目 的

地震、風水害、その他の災害発生時において、広域的な応援が必要とされる場合、公益社団法人日本水道協会（以下、「日水協」という。）は、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会（以下、「全旅連」という。）に対し、被災地及び近隣地域における宿泊施設の営業状況等に関する情報の提供を要請するとともに、全旅連は当該情報の迅速な収集・提供を行うことをもって、日水協会員が応援活動を実施するに当たり必要とする宿泊場所の円滑な確保等に資することを目的とする。

【全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会】（全旅連）

全国 47 都道府県に存在する旅館ホテル生活衛生同業組合を会員とする全国組織。設立は昭和 33 年。平成 30 年 12 月時点での都道府県組合の組合員施設数は約 15,400 軒（旅館・ホテル等の施設を経営する者）。

2 協定締結者

- 甲 公益社団法人日本水道協会（代表者：理事長 吉田 永）
乙 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会（代表者：会長 多田計介）
〔協定締結日〕 令和元年 6 月 17 日（月）

3 支援スキーム

※＜ ＞内は実施細目の関連条項

- (1) 日水協（本部）は、会員が応援活動を実施するに当たり宿泊場所を必要とする場合、地域を指定して全旅連に情報提供を要請。＜第 2 条、第 3 条＞
- (2) 全旅連は、会員である都道府県組合と連携し、都道府県組合の組合員が所有する宿泊施設の営業状況について情報を収集し、「宿泊可能施設名簿」により日水協に対して情報を提供。＜第 4 条＞
- (3) 日水協（本部）は、上記名簿を応援地方支部長に情報提供し、応援地方支部長及び管下の都府県支部長等は、応援水道事業体に対して情報を提供。
- (4) 応援水道事業体は、宿泊施設に直接申込みとともに、当該施設と協議の上、宿泊費用（利用申込み後に取消した場合は、取消料を含む）を負担。＜第 6 条、第 8 条、第 9 条＞
- (5) 応援水道事業体は、自らの要請により応援活動に従事する工事事業者等に対し、必要に応じて上記名簿を情報提供（宿泊条件等は、水道事業体と同様）。＜第 10 条＞

※本協定が想定するケースは、広域的な応援が必要とされる場合（例：複数の地方支部による応援等）であることから、全旅連への要請は原則として本部からのみとする。

※本協定は、宿泊施設の営業状況等に関する情報提供を実施するものであり、宿泊施設の斡旋、優先的確保、宿泊の手配等を行うものではない。

4 イメージ

